

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止又は日本証券業協会への登録の取消し(以下次条において「上場廃止等」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(16)~(22)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(7)~(13)</u> (略)</p> <p>5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(10)~(17)</u> (略)</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(預託を制限する日の取扱い)</p> <p>第38条 規程第53条第3号に規定する「機構が必</p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止又は日本証券業協会への登録の取消し(以下次条において「上場廃止等」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p><u>(16) 株主名簿の閉鎖の中止</u></p> <p><u>(17)~(23)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p><u>(7) 投資主名簿の閉鎖の中止</u></p> <p><u>(8)~(14)</u> (略)</p> <p>5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p><u>(10) 優先出資者名簿の閉鎖の中止</u></p> <p><u>(11)~(18)</u> (略)</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(預託を制限する日の取扱い)</p> <p>第38条 規程第53条第4号に規定する「機構が必</p>

要があると認める日」は、原則として株券提出期日とする。

2 (略)

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 41 条	(略)	(略)
	準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日以後株券として発行される予定のもので、商法第 225 条に記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるもの	準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、商法第 341 条ノ 8 第 2 項に記載したものをいう。以下同じ。)
	(略)	

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

第 83 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。

(1)~(3) (略)

(4) 規程第 53 条第 3 号に規定する日の 2 営業日前の日

要があると認める日」は、原則として株券提出期日とする。

2 (略)

(新株予約権付社債券の場合の読替え)

第 75 条 新株予約権付社債券について規程第 88 条第 1 項の規定により規程第 4 章第 1 節の規定を準用する。この場合において「公募又は売出し」とあるのは「公募」と、「預託前株券等」とあるのは「準備新株予約権付社債券」と、「募集又は売出し」とあるのは「募集」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 41 条	(略)	(略)
	準備株券(会社の成立後又は新株の払込期日後株券として発行される予定のもので、商法第 225 条に記載したものをいう。以下同じ。)及び株券(以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。)のうち、次に掲げるもの	準備新株予約権付社債券(払込期日以後新株予約権付社債券として発行されるもので、商法第 341 条ノ 8 第 2 項に記載したものをいう。以下同じ。)
	(略)	

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

第 83 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。

(1)~(3) (略)

(4) 規程第 53 条第 4 号に規定する日の 2 営業日前の日

5 (略)

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第53条	(略)	(略)
	経過した日(当該会社が商法第293条ノ5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日(前号に該当する場合を除く。))	経過した日
	(略)	(略)
(略)		
第77条	第53条	第98条第1項において準用する第53条第1号又は第3号
(略)		
第82条	(略)	(略)
	施行規則第10条第1項	施行規則第12条において準用する施行規則第10条第1項
	(略)	(略)
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第97条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第100条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第

5 (略)

(投資証券の場合の読替え)

第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第224条ノ3第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第82条第3項において準用する商法第224条ノ3第1項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第53条	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
(略)		
第77条	第53条	第98条第1項において準用する第53条第1号、第2号又は第4号
(略)		
第82条	(略)	(略)
	施行規則第10条第1項	施行規則第14条の28第1項
	(略)	(略)
(略)		

(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替え)

第97条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第100条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「商法第

224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 53 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	経過した日(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日(前号に該当する場合を除く。))	<u>経過した日</u>
	(略)	(略)
(略)		
第 82 条	施行規則第 10 条第 1 項	施行規則第 13 条第 1 項において準用する施行規則第 10 条第 1 項
第 85 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 31 条第 5 項

附 則

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

224 条ノ 3 第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 25 条において準用する商法第 224 条ノ 3 第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 53 条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	経過した日(当該会社が商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日(第 2 号に該当する場合を除く。))	<u>経過したとき</u>
	(略)	(略)
(略)		
(新設)		
第 85 条	法第 31 条第 5 項	法第 39 条の 5 第 1 項において準用する法第 31 条第 5 項